

第 1045 回教育委員会 会議録

平成 29 年 8 月 22 日

15:15~16:15

①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1045 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、武田委員と山川委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「平成29年度全国高等学校総合体育大会「はばたけ世界へ 南東北総体2017」開催結果」について、全国高校総体推進課長 及び スポーツ保健課長より報告願います。

<全国高校総体推進課長>

私より平成29年度全国高等学校総合体育大会の開催結果について、御報告申し上げます。配布資料を御覧ください。

平成29年度全国高等学校総合体育大会「はばたけ世界へ 南東北総体2017」につきましては、7月28日から8月20日まで、本県を幹事県として、福島宮城の南東北3県、並びに和歌山県において、開催いたしました。初日の7月28日には、幹事県であります本県において、皇太子殿下御臨席の下、総合開会式を行ったところでございます。総合開会式には、選手、大会役員、出演者等、約4,000人が参加し、県内の高校生による演技や音楽で山形らしさを表現し、本県の魅力を全国に発信したところでございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、総合開会式に御出席いただき、本当にありがとうございました。

競技種目別大会につきましては、インターハイ全体では30競技、34種目ございますが、このうち29競技33種目に695人の選手・生徒が参加しております。県内での開催につきましては、14の市町で22の会場を使いまして、9競技10種目を開催したところでございます。県といたしましては、会場市町と一体となって準備運営に取り組んで来たところであり、参加選手は全国から約13,000人の選手監督が参加。それから延べ約17万人の観戦、応援者があり、各会場とも大いに盛り上がったところでございます。

本県選手の入賞結果につきましては、後ほどスポーツ保健課長から報告があります。

高校生活動の実績についてでございます。私どもとしては準備段階から高校生自らが大会を作る、高校生活動に力を入れて進めて参りました。大会期間中においても、総合開会式への出演や会場の草花装飾、各競技種目別大会や記録センターでの運営補助、駅や空港に設置した総合案内所での案内などに多くの高校生が携わり、大会を支えてくれました。総合開会式での高校生らしい、すがすがしい演技や、各競技種目別大会でのきびきびとした行動など、本県高校生に対し、全国からも賞賛の声を頂いているところでございます。本県の高校生にあっては、このたびの大会での様々な経験を糧に、さらに大きく成長してくれるものを期待しておりますし、また、県といたしましてもこの大会を通じて得られました高校生の主体的な取組みの推進などの成果について、これからの本県を担う人材の育成につなげて参りたいと考えております。

私からは以上でございます。

<スポーツ保健課長>

続きまして、私の方から、本県選手の入賞結果について御報告させていただきます。

このたびの南東北総体におきまして、本県選手団は合計60の入賞を獲得することが出来ました。内訳は優勝13、準優勝6、第3位が12、3位までの上位入賞数で31、8位までを加えますと60の入賞数ということでございます。この入賞数60という数は、40という入賞目標数を大きく上回る成績でありますとともに、昭和47年に本県で開かれました47インターハイの際の81に次ぐ、歴代2位の素晴らしい成績でありました。入賞成績の内訳ではありますが、山形県選手入賞結果一覧を御覧ください。

優勝から第8位まで2枚にわたり記載してございますが、13の優勝を獲得した4競技などについて、上から御説明申し上げますと、陸上競技では、山形中央高校青野選手、鶴岡工業高校齋藤選手であります。200mで優勝しました青野選手は、100mでも第3位、400mリレーでもメンバーとして第6位の成績を挙げております。円盤投げで優勝しました齋藤選手の記録48m76につきましては、向かい風の中、大会記録49m15にあと39cmと迫る、本人のシーズンベストをたたき出しての優勝でございました。

ソフトテニス競技団体で優勝しました羽黒高校においては、総合開会式の前の先行競技として実施されたわけでございますが、雨の中での決勝戦を逆転で勝利し、本県選手団を奮い立たせ、勢いづけてくれました。ウェイトリフティングの53kg級スナッチで優勝しました酒田光陵高校長谷部選手にあっては、バーベルを一気に上げるスナッチの他に、バーベルを一度肩まで引き上げてから立ち上がり、次の動作で頭上に差し上げるジャークでも6位に入り、トータルでも第3位を獲得してくれました。

本県のお家芸でありますカヌー競技につきましては、谷地高校の単独出場という形でありましたが、学校対抗を含めました優勝が9、入賞数

30を勝ち取る大活躍をしてくださいました。競技会場の西川町月山湖では、台風5号の影響が心配されましたが、悪天候をものともしない、谷地高校勢の力強い勝利でありました。

入賞内容を総括しますと、カヌー競技の入賞数30の他、陸上競技での入賞数14という大躍進が合計入賞数を大きく引き上げたもので、相対的にも、平成27年度から県高等学校体育連盟、そして監督・選手、さらには保護者の方々などが一丸となって進めてきた競技力強化の取組みの成果であると考えているところでございます。

南東北総体はこのような成績で幕を閉じましたが、先週末に終了しましたが、国体の東北予選会なども始まっております。

本県の競技力向上の取組みにつきまして、オリンピックメダリストの輩出を目標により一層、力を入れて参りますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

<廣瀬教育長> 御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> 御質問が無ければ、(2)「登録有形文化財(建造物)の登録について」、文化財・生涯学習課長より報告願います。

<文化財・生涯学習課長> 報告2-1、登録有形文化財(建造物)の登録についてでございます。平成29年7月21日に開催されました文化審議会におきまして、答申がございました。内容については、報告2-2を御覧いただきたいと思っております。合わせて、報告2-4に写真もございますので、御覧になっていただければと思っております。

名称は寒河江市役所庁舎でございます。建設が昭和42年の建設でございます。2階の一部は昭和49年、50年、63年と増築をしまして、平成26年に耐震改修をしております。

特徴としまして、建築家黒川記章氏の初期、33歳のときの代表作でございます。3・4階を張り出す構成で、スロープで上がる2階の市民ホール、一階に議場など、空間構成も巧みな戦後モダニズム庁舎と評価されております。

特徴を具体的に申し上げますと、1つは、写真で天井の部分ありますが、4本のコアと言いますか、柱から鋼で吊った吊り天井の構造になっておまして、中央部が吹き抜けで、自然光が採光できるような形になっております。吹き抜けの空間に配置されました岡本太郎氏の彫像がございまして。写真にはありませんが、2階の市民ホールの床は幾何学模様で同じ模様が一切無いというようなタイルが張られております。

1階から4階の空間構成ですが、1階部分に議場が配置されておまして、2階が市民ホール、3階4階が執務室という構成になっておまして、黒川氏のコンセプトとして、市民の足元を議会が支え、行政は市民の傘になるというようなメッセージを込めて作られたということでございます。

国際学術組織による日本近代建築 100 選に県内では唯一選ばれている建物でございます。

種別としては官公庁舎ということで、現役の庁舎としては県内初でございます。

今回の答申で本県の登録件数は 175 件になります。以上でございます。

<廣瀬教育長>

それでは今の報告について、御質問でございますでしょうか。よろしいですか。なければこれより議事にはいります。

⑤議 事

<廣瀬教育長>

議第 1 号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における平成 30 年度使用教科用図書の採択について」、義務教育課特別支援教育室長及び高校教育課長より説明願います。

<特別支援教育室長>

議第 1 号につきましては、山形県立特別支援学校小学部、中学部の平成 30 年度使用教科用図書を（案）のとおり採択していただきたく、お諮りするものです。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

1－2 から 1－14 までが、「山形県立特別支援学校の小学部における平成 30 年度使用教科用図書採択（案）」及び「山形県立特別支援学校の中学部における平成 30 年度使用教科用図書採択（案）」でございます。

1－15 に「資料 1：山形県立特別支援学校で使用する教科用図書」、そして 1－16・17 が「資料 2：山形県立特別支援学校小学部・中学部における教科用図書の採択について」となっております。また 1－18 は「資料 3：県立学校及び市町村義務教育諸学校の教科書採択の概要」になっております。

議第 1 号の別冊には、特別支援学校の選定一覧がございます。それでは説明いたします。

各学校での選定におきましては、1－18 資料 3 を御覧ください。県立学校の教科書採択の流れに沿い、選定が行われます。学校教育目標や各学部の指導の重点に応じた教育課程にそったもの、児童生徒の能力、適性等に応じ、学力向上に資するもの、児童生徒の興味・関心を踏まえ、自ら学ぼうとする意欲を喚起するもの、自立に向けて必要な知識や技能を習得できるもの、各種障がい、個々の障がいの状況、学習歴に応じて、活用できるもの、という選定の方針を踏まえて、各学校に教科用図書選定委員会を設置し、最終的に校長が選定いたします。各学校で選定された教科書につきましては、教育委員会事務局で教育課程との照合、選定理由の確認等を行い、指導助言を終えて、今回委員会付議されたものとなります。

選定された図書について説明いたします。1－15 の資料 1 を御覧ください。前回この資料につきましては御説明いたしましたが、「1 文

部科学省検定教科書」は、文部科学省の検定を経た教科書になります。小・中学部とも、山形盲学校など7校で選定しております。

「2 文部科学省著作教科書」につきましては、特別支援学校視覚障害者用教科書、点字版となります。検定済み教科書を点訳した教科書であり、山形盲学校小・中学部で選定しております。

その中の聴覚障害者用教科書は、小・中学部で山形聾学校、酒田特別支援学校（聴覚障がい部）が、中学部については山形盲学校でも選定しております。

知的障害者用教科書は、1つ星本から4つ星本まであり、内容が段階的になっております。小学部用においては、山形聾学校など4校が、中学部用については、酒田特別支援学校など3校で選定しております。

「3 一般図書」につきましては、児童生徒の実態に応じるため、学校教育法附則第9条により、1・2以外に市販の一般図書を使用するもので、知的障がい、重複障がいの児童生徒の選定が多くなっております。文字だけでなく、図や絵、写真等の視覚的情報が豊富であります。今年度は知的障がい特別支援学校を中心に、小学部で39者、図書として142種、中学部で45者、図書141種の選定しております。

1-17 資料2の5を御覧ください。選定校が多い一般図書についてになります。

小学部での選定率が高くなっているものの一つに「あそびのおうさまBOOKはじめてぬるほん」があります。

選定理由としては、直接色を塗ることができるので、興味を持って取り組むことができる。1ページに大きく1つの絵が描かれており、自由に描いたり塗ったりすることができるため等が挙げられています。

また、中学部での選定率が高くなっているものとして、「音のでる知育絵本7 こえでおぼえる123かずのほん」があげられます。1から20までの数字が音声で学習でき、水性マーカーで書いたり消したりして繰り返し学習できる。弱い力でもボタンを押すことができ、音声を聞いて数を学んだりすることができるなど、様々な障がい種で使用できる内容になっており、7つの学校において選定されています。

以上のように、各特別支援学校の校長が選定したものを、事務局では、各種法令、教科用図書選定審議会の意見、教科用図書採択の基本方針に基づき、選定理由と教育課程を照合し、適切な図書の選定となっているかを審査いたしました。その結果が、小学部と中学部の教科用図書採択（案）であります。

以上、教科用図書採択（案）につきまして、特別支援学校における「平成30年度使用教科用図書」として御採択をよろしくお願いいたします。

<高校教育課長>

私からは、県立中学校の教科書の採択につきまして、御説明を申し上げます。資料1-18から御覧ください。

県立東桜学館中学校については、併設型中高一貫教育校の中学校であり、その教科書の採択につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第3項において、学校ごとに採択を

行うものとするがあります。

1-18に「資料3」として教科書採択の流れを図にいたしましたので御覧ください。左側が県立学校での採択の流れ、右側は市町村立義務教育諸学校の採択の流れを示しております。

校内に教科書選定委員会を設置し、学校の教科書選定方針に則り、使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなど作業を進めてまいりました。

それでは、県立東桜学校中学校で使用する教科書について御説明いたします。1-19の採択案を御覧ください。

選定に当たっての全体的な観点ですが、東桜学館の基本理念である「高い志」「創造的知性」「豊かな人間性」を育てるために、探究的な学習や協働的な学習を推進するのに適しているか、東桜学館の学習の特色である、充実した理数教育と国際教育を推進するのに適しているか、「いのち」の教育など、6教振や本県教育の重点と十分関連付けられているか等を方針とし、「2 教科用図書選定結果」にある教科書を選定いたしました。

なお、中学校の教科書は、原則4年に1回採択替えをすることとなっており、直近の採択替えは平成28年度使用教科書でございました。従って、平成30年度使用教科書は昨年度採択していただいた教科書と同じものを採択していただくこととなりますが、数学においては、高校の内容を約70時間分先取りして学習することとしており、3年生の数学において高等学校用の教科書を使用することとなっております。こちらの教科書については、発展的な問題に取り組ませる配慮が見られ、能動的な学習に適しているだけでなく、文章や図表による注釈により、理解の幅を膨らませたり、各単元で、数学の歴史に触れ、数学のおもしろさや現代社会との関わりを理解したりすることができ、数学の学びを一層深化させる工夫があるという理由により選定いたしました。

「教科用図書採択の基本方針」に基づいて校長が選定したものを、担当課で厳正に審査したものでありますので、よろしく御採択をお願いいたします。

なお、中学校の教科書は無償となりますが、高校の数学の教科書は有償で購入ということになります。東桜学館中学校においては、数学において標準よりも25%、約96時間多く授業時間を確保しており、少人数による習熟度別授業などの学習形態を工夫し、生徒一人ひとりが数学的な考え方、表現や処理の方法等の良さを実感し、積極的に活用して課題を解決しようとする態度を育成することとしています。多く設定した授業時間を活用して、中学校段階の学習内容の理解を深めることは当然のことながら、高等学校段階の新たな知識を学ぶことにより、同じ内容の課題に対しても発想を広げて考えたり、考えた結果を検証したり、次の課題発見につなげたりという探究型学習の課程を高めていくことが可能となるため、高等学校の内容を先取りして学ぶこととしています。

英語においては、標準よりも33%、138時間多く授業時間を確保しておりますが、高校の授業の先取りというよりも、多く設定した授業時間

を校内スピーチコンテストなど、身につけたコミュニケーション能力を発揮する場面の設定に活用して、国際社会において通用する力の育成を図る教育活動を進めていこうとしているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

<廣瀬教育長> ありがとうございます。ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第2号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成30年度使用教科用図書採択について」、高校教育課長及び義務教育課特別支援教育室長より説明願います。

<高校教育課長> まず、資料について確認させていただきます。

2-2から2-28までが平成30年度使用教科用図書統括表、平成30年度使用教科書選定状況、及び山形県立特別支援学校の高等部における平成30年度使用教科用図書採択（案）になります。別冊の2-2-2に平成30年度使用教科用図書採択についての流れの説明、2-2-3から2-2-5が代表的な学校3校の教科書選定の観点、2-2-6と2-2-7が選定率が高い教科書の選定理由について、2-2-8が県立特別支援学校の高等部における教科用図書の採択について、さらに2-2-9から2-2-26までが各県立特別支援学校の選定結果でございます。

なお、各県立高等学校の選定理由書をまとめた別冊の「選定理由書」も準備しておりますので、必要に応じて御覧いただければと存じます。

それでは、県立学校の教科用図書採択に関する基本方針について、説明を申し上げます。2-2-2、資料1、Iを御覧ください。県立学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはございません。

そこで本県では、「県立学校の教科用図書は、校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、教育委員会が審査し採択する。」という、「県立学校の教科用図書採択に関する基本方針」を、平成9年4月の教育委員会で定め、以降、毎年、各県立学校に通知しています。

7月の定例教育委員会でも御報告いたしました。この基本方針に従い、採択事務を進めてまいりました。

本年度これまでの経過については「II 本年度のこれまでの経過」を御覧いただければと思います。

4月～7月にかけて、各県立学校において、教科書の調査研究を実施

しております。

県内の全ての県立高等学校に「教科書選定委員会」が設置され、学校の教育目標や生徒の実態を踏まえた組織的な選定及び公正の確保や採択事務処理の適正化に努めてまいりました。

7月には、教科書審査を実施し、各教科の担当指導主事が、各校が選定した教科書について、教育課程表などと照合して、点検・確認・指導を行っております。

各学校の選定状況につきましては、普通科・専門学科・総合学科の学科別、全日制・定時制・通信制の課程別、さらには、進路志望等において、その実態はきわめて多様です。

そこで、県教育委員会としましては、各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、十分な調査・研究を行い、公正で且つ適正な選定を行うよう指導しております。

それでは、特別支援学校の高等部につきまして、特別支援教育室長より説明いたします。

<特別支援教育室長>

それでは、県立特別支援学校高等部について御説明いたします。2-26、27、28を御覧ください。県立特別支援学校高等部においては、小・中学部と同様に、障がいの状況に合わせて、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書の中から選定できることになっております。

高等部の選定にあたっては、教育課程を十分に検討の上、高等学校用検定教科書・小学校用検定教科書・中学校用検定教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の中から、適切な教科書を選定しております。

高等部においても学校教育目標や高等部の指導の重点に応じた教育課程に沿ったもの、児童生徒の能力、適性、または興味・関心を踏まえ、自ら学ぼうとする意欲を喚起するもの、学力向上に資するものという選定の方針を踏まえて、校長が選定しております。高等部ですので、特に、自立に向けて必要な知識や技能を習得できるものという観点で選定している点が特色です。

選定された各教科書について、県教育委員会事務局で慎重に審査し、その結果をまとめたものが1-26から1-28となります。2-2-8を御覧ください。選定率の高い一般図書を上げております。「くらしに役立つ 数学」、「知的障害や自閉症の人たちのための見てわかるビジネスマナー集」などが選定率の高い教科書となっております。

各校とも、在籍する生徒の障がいの状況、学びの状況に応じて、一人一人が十分に活用し学習できる図書を適切に選定しています。

以上が特別支援学校高等部における御説明になります。よろしく御願いたします。

<高校教育課長>

それでは、選定の全体的な状況について、御説明させていただきます。2-2から御覧ください。2-2は教科書の選定状況の全体概要になります。

2-3と次の2-4は第1部となっていますが、平成25年度から年次進行で全面実施されました現行の学習指導要領に基づく教科書の選定状況です。

次に、2-5が第2部で従来の学習指導要領に基づいて編集された教科書の選定状況、さらに、2-6が第3部で、さらにその前の学習指導要領に基づいて編集された教科書の選定状況となります。

なお、第2部、第3部の教科書についてですが、現在の学習指導要領で使う教科書が発行されていない場合、以前の学習指導要領において教科書が発行されている場合は、そちらの教科書も選定することができ、これらの教科書を第2部、第3部としております。今回は、農業の科目において第2部から1点選定しております。

第1部、第2部、第3部合計すると、発行されている867点の教科書のうち、県立高等学校、特別支援学校、併せて、613点が選定されております。割合にしますと、発行されている全教科書のうち、70.7%の教科書が選定されていることとなります。

続いて2-2-3を御覧ください。代表的な学校3校の「教科書選定の観点」を載せております。主に進学を目指す普通科高校、次のページが専門高校、さらに次のページが総合学科を持つ高校です。

また、2-2-6と2-2-7には、県立学校において、選定率が比較的高い教科書の選定理由の例を記載しております。

2-7から2-27までは、各高校と特別支援学校の高等部が選定したものの、各会社ごと、種類ごとの教科書採択状況を示したものでございます。

これらの教科書につきましては、いずれも「教科用図書採択の基本方針」に基づいて各校長が選定しましたものを、関係課で厳正に審査したものでございますので、よろしく御採択をお願いいたします。

<廣瀬教育長> ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第3号「平成30年度山形県立東桜学館中学校入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 平成30年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集について、御説明をさせていただきます。

東桜学館中学校につきましては、県内初の併設型中高一貫校として、平成28年度に開校いたしました。3年目を迎えます平成30年度の「県

立中学校入学者選抜基本方針」につきましては、平成 28 年 8 月、教育委員会において決定し公表しているところでありますが、その基本方針に基づき、この度、正式に募集公告を行うものです。なお、平成 29 年度入学者募集から、日付等の変更はありますが、内容についての変更はありません。

それでは改めて説明いたしますと、表に示しました通り、入学定員は、1 学級 33 人×3 学級で 99 人とし、男女別の内訳は同数程度としております。

入学志願要項についてですが、まず、「1 志願資格」については、(1)の①にあるとおり、「平成 30 年 3 月に小学校、義務教育学校の前期課程又は、特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、保護者とともに県内に住所を有する者」が基本となります。(2)には、県外からの受験など、県教育長が特別に志願を承認した者の具体例を掲載しております。

「2 通学区域」については、県下一円としております。

「3 出願に必要な書類」については、御覧のとおりで、提出期間は平成 29 年 11 月 27 日（月）から 12 月 1 日（金）午後 3 時までとなっております。

「4 選抜及び選抜結果通知書の発送」についてですが、選抜の資料は、小学校が作成する調査書と、県教育委員会が実施する適性検査、作文、面接の結果を用いることとしております。その実施日は平成 30 年 1 月 6 日（土）で、県立東桜学館中学校・高等学校で実施し、選抜結果通知書を 1 月 11 日（木）の午後 3 時に発送いたします。

その他詳細につきましては、「5 その他」にあるとおり、9 月下旬に完成予定の入学者選抜実施要項で示し、10 月 7 日（土）、8 日（日）に実施する中学校入学者選抜説明会で保護者へ周知してまいります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。御承認いただいたのちは、9 月 1 日（金）発刊の県公報に掲載して募集を公告する予定としております。

<廣瀬教育長> 御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第 3 号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第 4 号「平成 31 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 資料の 4-1、4-2 を御覧ください。

「平成 31 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について」、

御提案申しあげます。

東桜学館中学校の入学第4期生となる現小学校5年生が対象の入学
者選抜基本方針です。毎年8月に、その年度の募集公告と、次年度の基
本方針を決定していくこととしております。

平成30年度基本方針からの変更点は、年次等の変更の他、1の(3)
にある出願受付期間、3の(1)にある適性検査等の実施日、4にある選
抜結果通知書の発送日の3点について、曜日を固定していることから、
平成30年度から日付が変更になります。

その他、基本方針の内容に関して変更した点はございません。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第5号は人事に関する案件であることから、これより秘密会と
していかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第5号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1045回教育委員会を閉会いたします。